

平成 17 年 4 月 20 日

各 位

福岡市中央区草香江一丁目 7 番 16 号
キューサイ株式会社
代表取締役社長 長谷川 常雄
(コード番号:2596 東証第二部・福証)
問い合わせ 取締役管理本部長 原田 晋吾
TEL 092 - 724 - 0179

ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 4 月 20 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 ならびに商法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションの実施等を目的として、株主以外のものに対し特に有利なる条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 17 年 5 月 27 日開催予定の当社第 40 期定時株主総会(文中以下「本総会」という)に提案する事を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社ならびに持分法適用関連会社3社の有限会社キューサイファーム島根、有限会社キューサイファーム広島、有限会社キューサイファーム千歳の取締役および従業員の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを狙いとして、ストックオプションの目的で当社ならびに持分法適用関連会社3社の有限会社キューサイファーム島根、有限会社キューサイファーム広島、有限会社キューサイファーム千歳の取締役および従業員に対し、新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。

なお、ストックオプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払い込む金額は下記要領(5)に定めるとおり時価を基準とした価格としております。

2. 新株予約権発行の要領

(1)新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに持分法適用関連会社3社の有限会社キューサイファーム島根、有限会社キューサイファーム広島、有限会社キューサイファーム千歳の取締役および従業員

(2)新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 200,000 株を総株数の上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 100 株)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

(3)発行する新株予約権の総数

2,000個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株。ただし、株式分割または株式併合を行った場合は、上記(2)と同様の調整を行う。)を総数の上限とする。

(4)新株予約権の発行価額

無償とする。

(5)新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「払込金額」という)は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権の発行日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、その価額が新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、それらの効力発生日において次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る発行価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、次の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

(6)新株予約権の行使期間

平成19年6月1日から平成20年5月31日まで。

(7)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時においても当社、当社子会社または持分法適用関連会社3社の有限会社キューサイファーム島根、有限会社キューサイファーム広島、有限会社キューサイファーム千歳の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。

対象者がその在籍する当社、当社子会社または持分法適用関連会社3社の有限会社キューサイファーム島根、有限会社キューサイファーム広島、有限会社キューサイファーム千歳の就業規則に定める懲戒の事由に該当したときには、権利は喪失するものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。

この他の条件は、本総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8)新株予約権の消却事由および消却条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が、前期(7)に定めるところにより、権利を行使できなくなった場合は、当社は、その新株予約権を無償で消却することができる。

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を無償で消却することができる。

(9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

(注)上記の内容については、平成17年5月27日開催予定の当社株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上